神戸地方気象台非常勤職員(障害者雇用)の募集

1 勤務先

神戸地方気象台

2 勤務場所

神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3 神戸防災合同庁舎 6 階神戸地方気象台

3 募集人員

1名

4 雇用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※ 年度契約。勤務実績等に応じ任用更新可【原則として連続2回まで更新可(公 募を行わない採用)】

5 応募資格

高校卒業以上で、次に掲げる手帳等の交付を受けている者

- (1)身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは 産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有 する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免 疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限 る。)
- (2) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、 知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障 害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- (3)精神障害者保健福祉手帳

なお、以下に該当する者は応募できませんのでご了承ください。

- (1)日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ○成年被後見人、被保佐人
 - ○禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることが なくなるまでの者
 - ○一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年 を経過しない者
 - ○日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政 党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 必要書類

履歴書(写真付)1通 職務経歴書(様式任意)1通 ハローワーク紹介状1通 ※業務遂行上の配慮等の確認のため、障害の状況や配慮事項等を可能な範囲で応募書類にご記入ください。

※必要書類は後日返却いたします。

7 選考方法

書類選考のうえ面接及び実技試験(エクセル、ワードを使用した基本的なパソコン操作)を実施します。

8 応募方法

事前に応募先に電話連絡のうえ、必要書類を応募先まで郵送または持参してください。(令和4年2月10日(木)必着)

応募締切後、書類選考合格者には面接及び実技試験の実施日時をご連絡します。 ※ 応募者多数の場合は上記期限よりも早く締め切る場合があります。

9 応募先

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3 神戸防災合同庁舎 6 階神戸地方気象台業務・危機管理官(担当:柴田、大谷)

TEL: 078 - 222 - 8901

(封筒の表に、「期間業務職員応募」と朱書してください。)

10 業務内容

- ・資料等の作成補助、整理、管理(コピー、ファイリング、廃棄等)
- ・パソコンの簡単な操作、文書作成、データ入力(ワード、エクセル)
- ・ 庶務関係業務 (出勤簿管理、旅費支払い業務等)
- ・軽作業 (郵便物集配、書類の仕分け、配布等)

※ご本人の経験やスキル、障害特性に応じて仕事内容を調整します。

※気象に関する専門知識は必要ありません。

※面接又は事前の職場見学可(応相談)。

11 給与等

- (1) 基本給与 日額 8,190 円 ~ 10,760 円(日給月給制、学歴、経験年数により決定)
- (2) 諸手当:賞与、通勤手当(月額 55,000 円以内)、超過勤務手当
- (3) 支給日:原則として勤務の翌月の8日に支給

12 勤務日及び勤務時間

(1) 勤務日

月曜日から金曜日(休日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く。)

(2) 勤務時間

8時30分から17時15分まで(12時から13時まで休憩時間) ※1日の勤務時間及び開始時刻・終了時刻は応相談。

13 休暇・休業等

(1) 年次休暇

採用日から6か月以上継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合、次の1年間に10日の年次休暇(有給)を取得可。

(2) 年次休暇以外の休暇として、事情に応じた有給・無給の特別休暇

14 社会保険・災害補償

(1) 社会保険

一定条件下で1年を超えて勤務した場合は、共済組合に加入。

(2) 雇用保険

国家公務員退職手当法が適用された場合(離職時に退職手当支給)は、雇用 保険法は適用除外。

(3) 災害補償

公務災害及び通勤災害による負傷等は、国家公務員災害補償法に基づく補償 の対象に該当。

15 庁舎の設備状況

エレベータ 有(勤務場所6階)

階段手すり 両側

トイレ 障害者用 男女別 有(1階のみ)

玄関ドア 自動

出入口段差 無

建物内通路 点字表示無

16 その他

採用に関して知り得た個人情報については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に管理します。